

「ふくしまならではの花」ロゴマーク使用基準

(目的)

第1 この使用基準は、福島県の花をPRする「ふくしまならではの花」のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の基準等を定めるものとする。

(定義)

第2 ロゴマークとは、以下の画像をいう。



ふくしまならではの花

(使用の基準等)

第3 ロゴマークは、福島県の花を広くPRする目的で使用する場合に、使用を認めるものとする。

ただし、次の各号の一に該当する場合には使用を認めない。

- (1) 法令及び公序良俗に違反する場合
- (2) 選挙運動、布教活動を助長するおそれがある場合
- (3) 本県のイメージを傷つけたり、花のPRの妨げとなるおそれがある場合
- (4) 特定の個人または団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用する場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、福島県農林水産部園芸課長（以下「園芸課長」という。）が不適當であると認めた場合

(使用の届出)

第4 ロゴマークを使用して製品化し、有償で頒布する場合は、原則として事前に使用届出書（別記第1号様式）を園芸課長に提出しなければならない。ただし、名刺、封筒、パンフレット等の印刷物に使用する場合は、届出書を提出する必要はない。

2 使用届出書を提出した後で、届出内容と異なる使用をするときは使用変更届出

書（別記第2号様式）を園芸課長に提出しなくてはならない。

3 届出の使用期間は最長2年間とし、変更届出の場合も同様とする。

（使用条件）

第5 ロゴマークの使用については、県が提供するデザインの画像データを使用するものとする。縦・横の比率、バランス、デザイン及び色の変更は認めない。

ただし、園芸課長が認めた場合はこの限りでない。

（使用改善・取消）

第6 県が、ロゴマークについて、上記第3条の基準及び5条の条件を逸脱する使用を発見したときは、園芸課長は使用者に対し改善を求めることができるものとする。使用者が改善の指示に応じない場合は、園芸課長は使用の取消を求めることができるものとする。

（使用料）

第7 使用料は、原則として無償とする。

（その他）

第8 ロゴマークは、県がロゴマーク使用者の事業の推奨や商品の品質保証を示すものではない。

第9 この使用基準に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、園芸課長が別に定める。

附則

この使用基準は、令和5年3月28日から施行する。

附則

この使用基準は、令和5年6月14日から施行する。